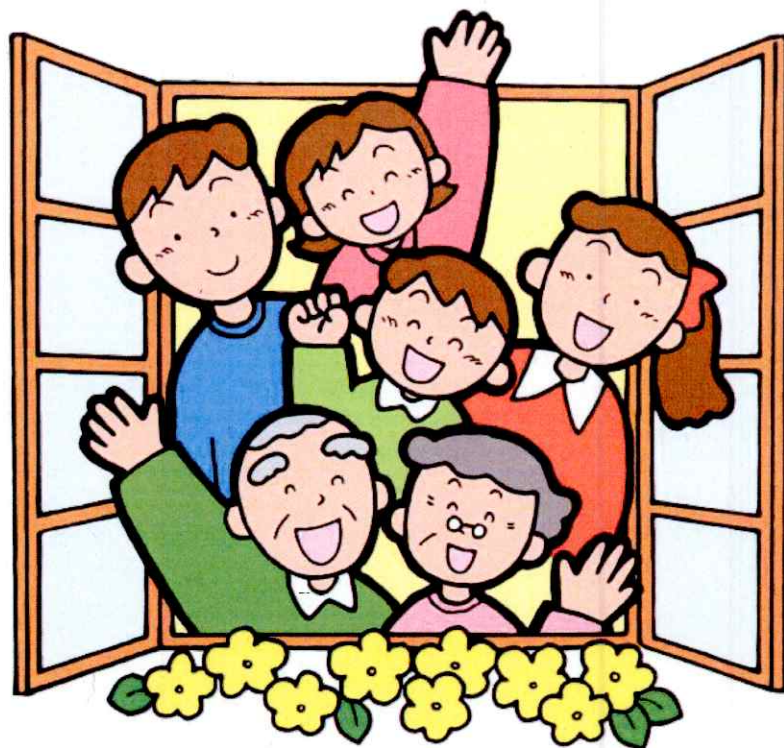


朝 倉 市

人権教育・啓発基本指針(改定)

概要版



《改定の趣旨》

朝倉市では、2000(平成12)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2009(平成21)年3月に人権教育及び人権啓発の基本的方向性を示す「朝倉市人権教育・啓発基本指針」を策定しました。その後、2016(平成28)年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行され、2019(令和元)年12月には、「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を制定し、様々な人権課題の解消に向けて行政・市民・事業者等が一体となって各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、現実にはまだ社会生活の様々な場面で、同和問題(部落差別)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する差別や偏見が見受けられます。また、インターネットを悪用した差別書込みやコロナ差別など、新たな人権侵害も発生しています。

こうした社会情勢の変化やこれまでの人権教育及び啓発の成果と課題を踏まえ、このたび、朝倉市人権教育・啓発基本指針の改定を行いました。

2022(令和4)年5月

朝 倉 市

人権教育・啓発の基本理念、基本方針及び基本姿勢

基本理念

“自分の人権を守り、他者の人権を尊重する地域社会をつくる”

(共生社会の実現)

基本方針

同和問題(部落差別)
をはじめあらゆる人権
問題の解決

すべての人々が共存
できる人権尊重社会
の実現

人権を侵害すると思わ
れるような制度や慣習
の改善

基本姿勢

人権問題を自分の問題として
捉え、その解消に向けて自ら
考え、行動する

自分の人権と同様に他者の
人権を尊重する
(人権の共存)

基本指針の性格

「日本国憲法」や「部落差別解消推進法」、「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」に基づき、朝倉市の人権教育・啓発の基本的な方針を示すものです。

- ① 人権教育・啓発を総合的、計画的、効果的に推進するためのもの。
- ② 総合計画及び各個別計画との整合性をもって一体的に推進していくもの。
- ③ 住民意識調査等に基づき、中長期的な展望を見据えたもの。
- ④ 人権尊重社会の担い手は市民であり、市民・事業者・行政が連携、協働して実効性ある人権教育・啓発を推進するもの。
- ⑤ 「すべての行政施策は、人権施策である」という認識のもと、全庁的に推進するもの。

生涯を通した、あらゆる場面における人権教育・啓発の推進方針

就 学 前

基本的人権尊重の芽生えを育む

- 子育てに関する情報の提供、相談・支援体制の充実
- 地域社会との連携
人権尊重精神の普及・啓発
- 人権問題研修の充実 など

学 校 教 育

自ら学び、自ら考える力や豊かな心など「生きる力」を育む

- 効果的な教育の実践及び情報収集・調査研究
- 社会教育との連携及び多様な体験活動の機会の充実
- 人権尊重理念に基づく学校運営
- 教職員の資質向上

社 会 教 育

様々な人権問題の学習を深め、人権尊重の精神を育む

- 家庭教育に対する支援
- 学習プログラムの開発・提供
- 教材・資料等の充実
- 担当者・指導者の育成
- 学習機会の充実及び学校教育との連携

市 民

自分の人権と他者の人権を等しく尊重する精神を育む

- 市民啓発活動の推進
- 地域に密着した啓発活動の推進
- 朝倉地区人権啓発情報センター機能の充実・強化
- 関係団体・機関との連携

企 業 等

自分の能力が発揮できて、生き生きと働ける職場づくり

- 企業啓発活動の推進
- 企業・事業所等研修会の支援
- 公正な採用選考の実現

特定職業従事者

市職員、教職員、保健・医療・福祉・介護関係者、マスメディア関係者等、人権に関わりの深い職業に従事する人に対して、積極的に研修を開催し、人権意識の高揚を図る。

分野別施策の現状・課題及び推進方針

分野	現状・課題	推進方針（主な取り組み）
同和問題（部落差別）	■ 結婚や就職の際の差別 ■ インターネット上での誹謗中傷や差別書込み ■ 九州北部豪雨災害時のボランティア差別問合わせ事件 ■ 人権・同和問題に関する無関心層の存在 ■ えせ同和行為 など ～意識調査の結果より～ ・人権・同和問題研修 → 7割以上が不参加 ・人権・同和問題の解決 → 約2割が「何もなくてよい」「寝た子を起こすな」論	「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」の趣旨に基づき、学校・地域・家庭・職場等が連携し、同和問題（部落差別）の早期解決に努めます。 ● 市民に対する啓発活動の充実 ● 地域における啓発活動の支援 ● 企業に対する啓発活動の充実 ● えせ同和行為の排除 ● 学校教育・社会教育における人権・同和教育の推進 ● 隣保館、教育集会所の事業推進 ● 実態把握及び相談体制の充実 など 
女性	■ 「男は仕事、女は家庭」という性別の役割分担的な固定観念意識の存在 ■ 夫・パートナーからのDV ■ 職場におけるセクシュアルハラスメント ■ 男女共同参画への関心度 → 50.2% など ～意識調査の結果より～ ・男女共同参画社会基本法を知らない人が7～8割 ・「政治の場」などにおいて男性優遇と感じる割合が高い ・家事分担の割合について、女性中心が7割	男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発の充実を図り、女性に対する暴力の防止等、人権を尊重した取組みを推進します。 ● 社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進 ● 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり ● 相談窓口設置、被害者支援体制の整備 ● 女性の保健福祉支援体制の整備 ● 男女が共に支え合う子育て・介護の実現 ● 職場における男女共同参画体制の推進 ● 政策方針決定過程での女性の参画 など 
子ども	■ 地域の子育て機能の低下、つながりの希薄化 ■ 育児不安やストレスによる育児放棄・虐待 ■ 「いじめ」「不登校」「体罰」 ■ インターネット等の普及による有害情報の氾濫 ■ 子どもの貧困率 13.5%（7人に1人が貧困） ■ ヤングケアラー など	「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、子どもの権利の尊重と擁護に向けた取組みを推進します。 ● 人権の視点に立ったネットワークの構築 ※就学前を含む、学校・地域・関係機関の連携協力 ● 子育て支援体制の整備 ● 相談体制の充実 ● 子育てを応援する仕組みづくり ● 子どもの健全育成の推進 ● 情報提供、交流機会の提供 ● 児童虐待防止対策の充実 など 

■ 高齢者を取り巻く問題の複雑化

- ・高齢者の孤立
- ・8050問題
- ・老々介護
- ・ダブルケア
(介護と育児の両立)
- ・認知症、虐待、
消費者問題 など

高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、地域や事業者、行政が連携し、高齢者の積極的な社会参加を支援します。

- 地域包括ケアシステムの体制づくり
- 相談体制の充実
- 公共施設等のバリアフリー化
- 生きがいづくり支援
- 生活支援体制の整備・充実
- 就労機会の提供
- 虐待防止対策の充実 など



■ 障がいのある人の社会参加

- ・法定雇用率

■ ニーズの多様化

■ 「合理的配慮」

■ 「差別的取り扱いの禁止」 など

ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、すべての障がいのある人が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会をめざします。

- 日常生活における支援
- 住宅環境の充実
- 移動・交通手段の確保
- 公共建築物の整備
- 情報提供・相談支援体制の充実
- 人権尊重意識を高める
特別支援教育の推進
- 雇用の促進
- 学校における福祉教育の充実
- 交流・ふれあいの場の充実
- ボランティア活動の育成・支援 など



■ コミュニケーションの問題

■ 就労差別

■ 言語、宗教、習慣等の違い に対する無理解

■ アパートの入居や飲食店の 入店拒否 など

個性を尊重し合い、相互理解を深め、友好関係を築き、ともに楽しく安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- 日本語や日本文化の学習機会や情報の提供
- 就学前・学校・生涯学習における国際理解教育の推進
- 学校教育における多文化教育の支援
- 日常生活の情報提供、相談体制の充実
- 外国語による情報提供の推進
- 企業、関係機関、民間団体との
連携による相談・支援体制の整備
- 防犯・防災体制の充実
- 就職情報の提供及び就労支援 など



感染症患者等

- HIV感染者等に対する差別や偏見
- ハンセン病回復者等の社会復帰
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見
- 感染症に対する正しい知識と理解の不足

感染症患者等が不当な取り扱いを受けることがないよう、正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした教育・啓発を推進します。

- 市民に対する教育・啓発の推進
- 学校・地域における教育の充実
- 関係機関との連携
- プライバシー保護の徹底
- 相談・支援体制の充実



犯罪被害者等

- 犯罪やその後遺症による精神的・経済的被害、心身の不調
- 心ないうわさ、名誉棄損
- 相談支援体制の充実
- プライバシーの侵害等による二次的被害

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

- 教育啓発活動の推進
- 相談・支援体制の推進



インターネットによる人権侵害

- 一旦、情報が掲載されると削除が困難
- 疑わしい情報も氾濫している
- インターネット利用者の低年齢化
- 差別的な書き込みが横行
- 情報格差の是正
- 個人の名誉やプライバシーの侵害
- メディアリテラシーの必要性

インターネットの危険性を十分に認識し、プライバシーの保護に努め、法令、ルールやマナーを順守し、人権を侵害する情報や根拠のない情報をインターネット上に掲載することのないよう、教育・啓発を推進します。

- 市民に対する啓発の推進
- 学校における情報教育の推進
- 関係機関との連携



性的少数者

- 周囲の無理解や誤解による偏見・差別
- 当事者が抱える孤独や生きづらさ
- 本人の了解なく行われる第三者への暴露（アウトティング）

地域や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすための啓発を推進します。また、学校においては、児童・生徒の心情に十分配慮し、児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

- 社会教育及び学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進
- 相談支援体制の整備



さまざまな人権課題

それぞれの課題の特性を理解し、偏見や差別の解消に向けた教育・啓発を推進します。

生活困窮者

【課題】

- 当事者の多くが地域から孤立し、自らSOSを発することが困難。
- 親から子どもへ連鎖する「貧困」を絶ち切る支援が必要。

【推進方針】

- 包括的支援の実施（就労・健康・生計・家族・今後の課題など）
- 福祉・保健・税務・水道・住宅・労働・教育部門との連携支援

ホームレス

【課題】

- 絆（きずな）の再構築
- 就労支援等、長期的な伴走型援助の必要性。

【推進方針】

- ホームレスに対する理解の推進
- 自立を支援するための教育啓発・広報活動

北朝鮮当局による拉致被害者等

【課題】

- 幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠。

【推進方針】

- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）における啓発活動
- ホームページ等による広報活動

その他

- アイヌの人々に対する偏見や差別
- 水俣病患者及びその家族に対する偏見や差別
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別
- 性的搾取等を目的とした人身取引
- 被災者に対する風評被害や嫌がらせ など



推進体制等

本市の推進体制

基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各個別の人権課題を所掌する部局だけではなく、全庁的な体制のもと総合的、計画的に取り組めます。

また、三年に一度、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を毎年、点検・評価し、結果を今後の施策に反映させます。

国及び県との連携

基本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国及び県と緊密な連携と協力のもとに取り組めます。

関係団体等との連携

人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するため、企業、民間団体等の実施主体の役割分担を踏まえた上で連携・協力し、人権教育・啓発の推進に努めます。

基本指針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に対処するため、各人権分野の有識者からなる「朝倉市人権教育・啓発懇話会」に意見を求め、必要に応じた見直しを行います。